

ユニバーサルサービス制度の在り方について
報告書骨子(案)

< 資 料 集 >

平成20年10月7日

【目次】

- (1) 「ユニバーサルサービス制度の在り方」の見直しの背景
- (2) ユニバーサルサービス制度の整備に至る経緯
- (3) ユニバーサルサービス制度の仕組み
- (4) ユニバーサルサービスの概念と範囲
- (5) ユニバーサルサービスの提供主体
- (6) 固定電話回線数の推移
- (7) 補てん対象額算定方法の見直し
- (8) 公衆電話の設置状況等
- (9) 携帯電話とPHSの人口普及率・世帯普及率の推移
- (10) 公衆電話のユニバーサルサービス対象としての必要性
- (11) 公衆電話のユニバーサルサービス対象としての必要／不必要理由
- (12) 第一種公衆電話の今後の設置台数に対する意識
- (13) 携帯電話・PHSの保有状況
- (14) ユニバーサルサービス（加入電話）の「コスト算定」と「コスト負担」方法に関する試算
- (15) 加入電話等の料金比較
- (16) 今後のユニバーサルサービスの在り方（案）
- (17) 固定電話からメタル加入者回線を利用しないサービスへの移行状況
- (18) フェーズ2（前半）における検討課題（案）
- (19) フェーズ2（後半）における検討課題（案）
- (20) ユニバーサルアクセスのイメージ（案）
- (21) 諸外国におけるユニバーサルサービス制度の現状

新競争促進プログラム2010（平成18年9月公表）（平成19年10月改定）

(7) ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要がある。

このため、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を07年中に取りまとめるとともに、**これを踏まえ、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、08年4月を目途に情報通信審議会に諮問し、同審議会における審議を経て、08年中に一定の結論を得る。**

また、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針の進捗等を踏まえつつ、本格的なIP網への移行を念頭に置いた制度見直しに係る検討を行い、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第33号）附則

（検討）

4 総務大臣は、**この省令の施行後三年を目途として、新施行規則及び新算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。**

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令 答申（抜粋）（平成19年9月20日）

3 今後のユニバーサルサービス制度の見直し

(1) 現在のユニバーサルサービス制度を取り巻く市場環境は急速かつ大幅に変化しており、回線交換網からIP網への移行が顕著である。今次補てん対象額の算定方式の見直しは、こうした市場環境の変化を主因とするものであるが、今後とも市場環境の変化が継続することを勘案すると、**ユニバーサルサービス制度自体についても早急な見直しが必要であり、これを平成20年より行うことが適当**と考えられる。

平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申（抜粋）（平成19年9月20日）

エ き線点RT-GC間伝送路に係るコストの負担方法の見直し

このように、き線点RT-GC間伝送路費用は、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入し、NTT東西の利用部門を含む接続事業者が公平に負担するという形にすることもやむを得ない。

しかし、この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。このため、PSTNからIP網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、**利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ**、早急な検討を行うことが望ましいことから、**平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当**である。

制度整備

平成12年12月

情報通信審議会答申

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」

平成13年6月

改正電気通信事業法の公布

平成14年6月

改正電気通信事業法の施行

平成17年10月

情報通信審議会答申

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」

- ・ ベンチマーク方式の採用
- ・ 電気通信番号数ベースの拋出

制度施行

平成17年12月

基礎的電気通信役務支援機関の指定

平成18年3月

適格電気通信事業者の指定(NTT東西)

平成18年8月

NTT東西 平成17年度の基礎的電気通信役務収支表の公表

- ・ NTT東西合計で ▲ 518億円の赤字

〔 NTT東: ▲294億円
NTT西: ▲224億円 〕

平成18年11月

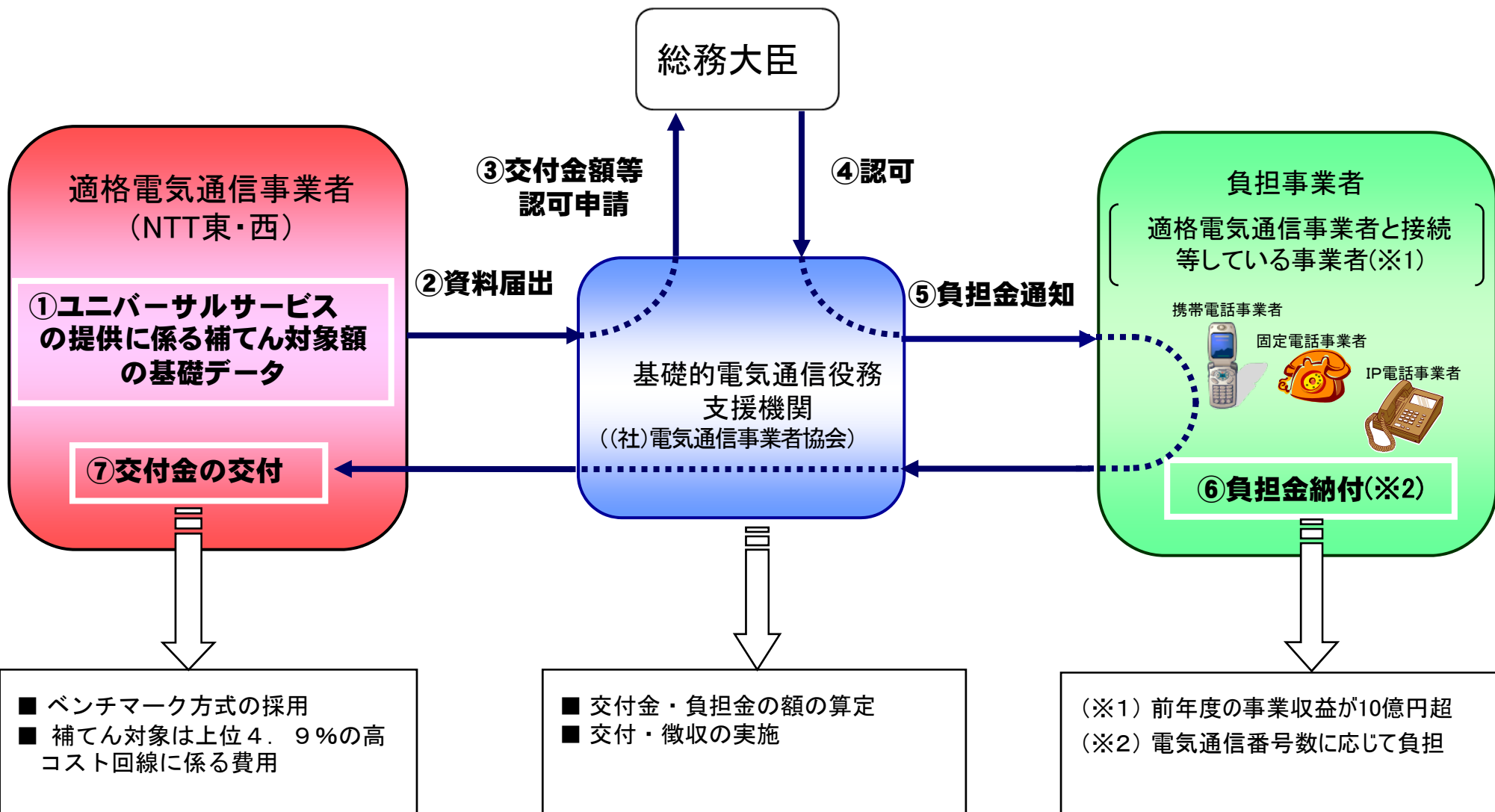
負担金及び交付金の認可

- ・ NTT東西の補てん対象額約152億円

平成19年4月～

負担金の徴収、交付金の交付開始

適格電気通信事業者のユニバーサルサービス提供設備と接続等により受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う仕組み = 電気通信事業者同士で負担する制度



ユニバーサルサービスの基本的要件

- (1) **国民生活に不可欠なサービス**であるという特性 (essentiality)
- (2) **誰もが利用可能な料金で利用できる**という特性 (affordability)
- (3) **地域間格差なくどこでも利用可能**であるという特性 (availability)

基礎的電気通信役務の提供(電気通信事業法第7条)

基礎的電気通信役務(**国民生活に不可欠**であるため**あまねく日本全国における提供が確保されるべきもの**として総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平かつ安定的な提供**に努めなければならない。

ユニバーサルサービスの範囲

- (1) **加入電話** (加入者回線アクセス、特例料金が適用される離島通話サービス)
- (2) **公衆電話** (戸外における最低限の通信手段を確保する観点から一定の基準で設置される第一種公衆電話)
- (3) **緊急通報** (警察110番、消防119番、海上保安庁118番)

日本電信電話公社(1952年8月～)

旧公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)抄

(目的)

第一条 この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

日本電信電話株式会社(1985年4月～)

日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)抄

(責務)

第二条 会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に経営が適切かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、(中略)努めなければならない。

(1999年7月～)

日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)抄

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれの事業を営むに当たつては、常に経営が適切かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な供給の確保に寄与するとともに、(中略)努めなければならない。

適格電気通信事業者の指定(2006年3月)

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)抄

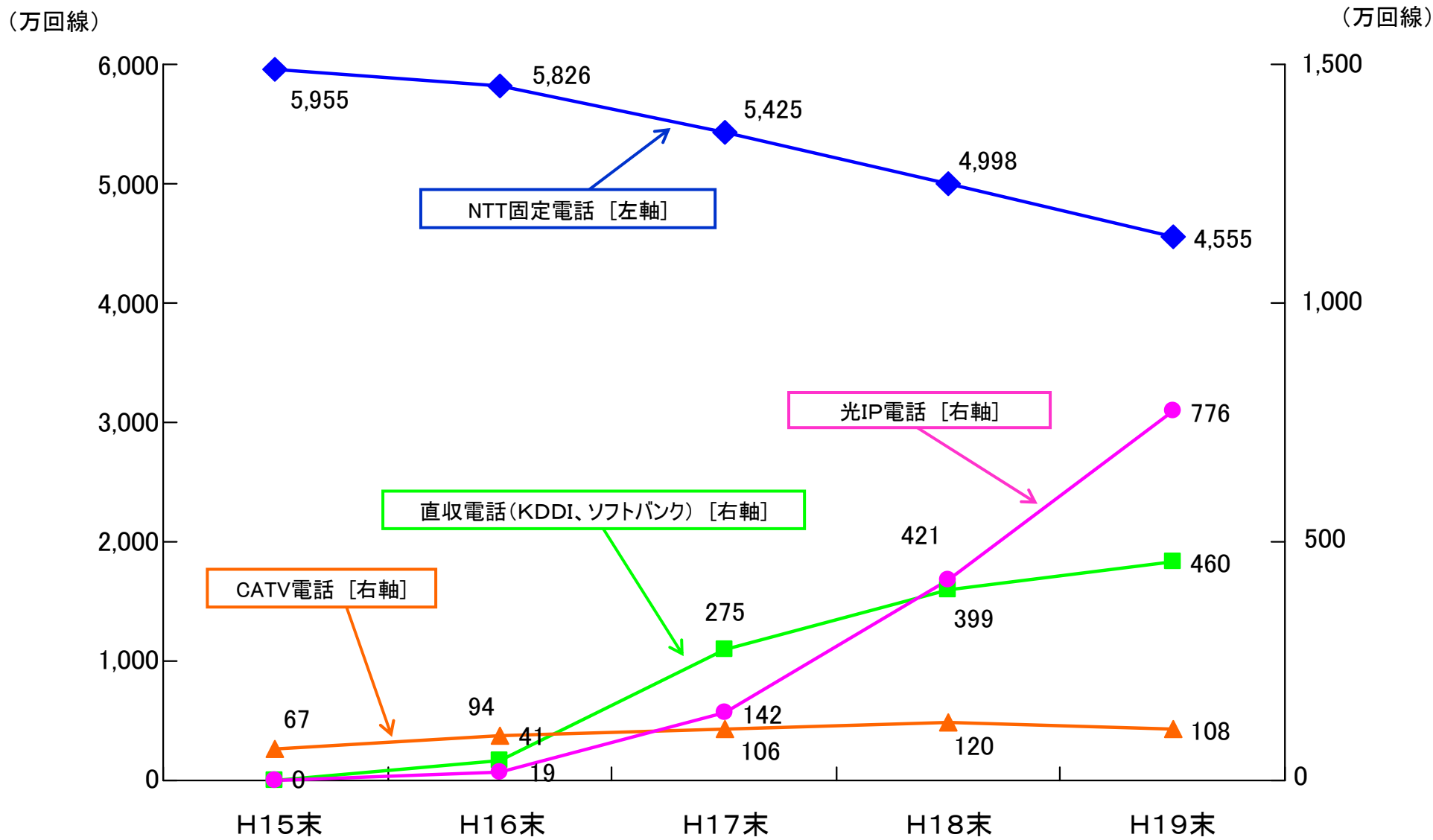
(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

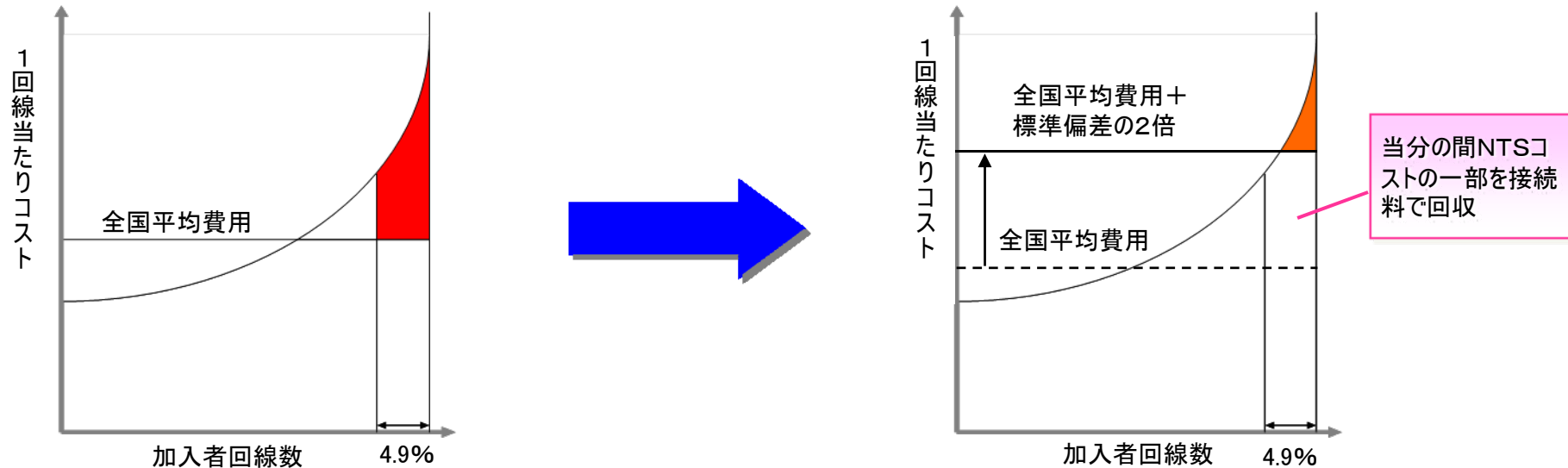
ユニバーサルサービスの提供責務

ユニバーサルサービスの確保のための仕組み

固定電話回線数の推移



◆ 情報通信審議会答申(H19. 3)を踏まえ、利用者負担を抑制する観点から、平成19年度の補てん対象額算定より算定方法を見直し。



ユニバーサルサービス制度の補てん額算定ルールの見直し
ベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」に変更

従来、ユニバーサルサービス制度により各事業者で公平に負担していた費用をNTT東西のみが負担

H20年以降の接続料算定の在り方
当分の間の措置として
き線点RT-GC間伝送路に係る費用を接続料原価に算入

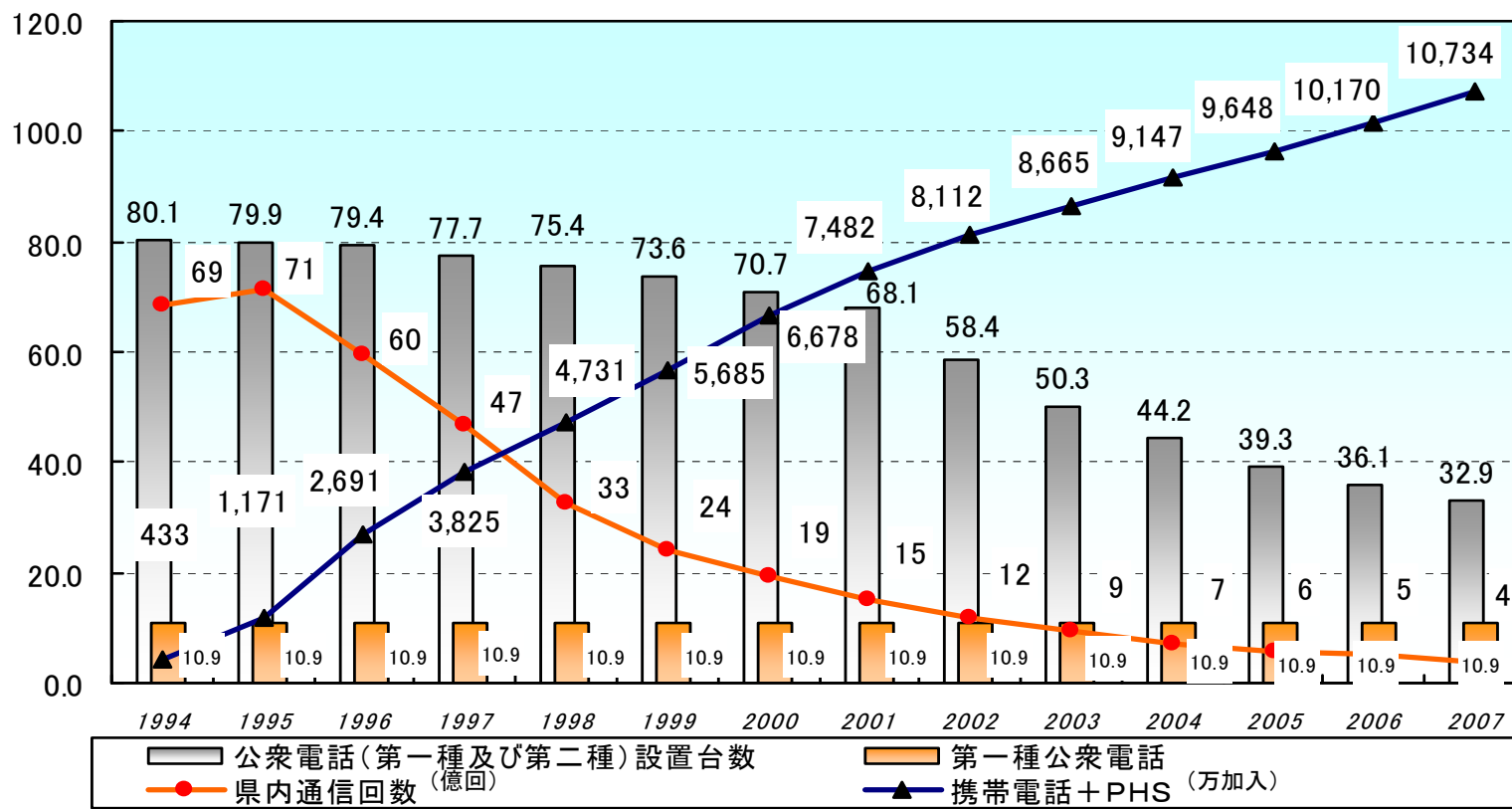
- 当分の間の措置であり、早急な検討を行うことが望ましい
- 平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当

第一種公衆電話

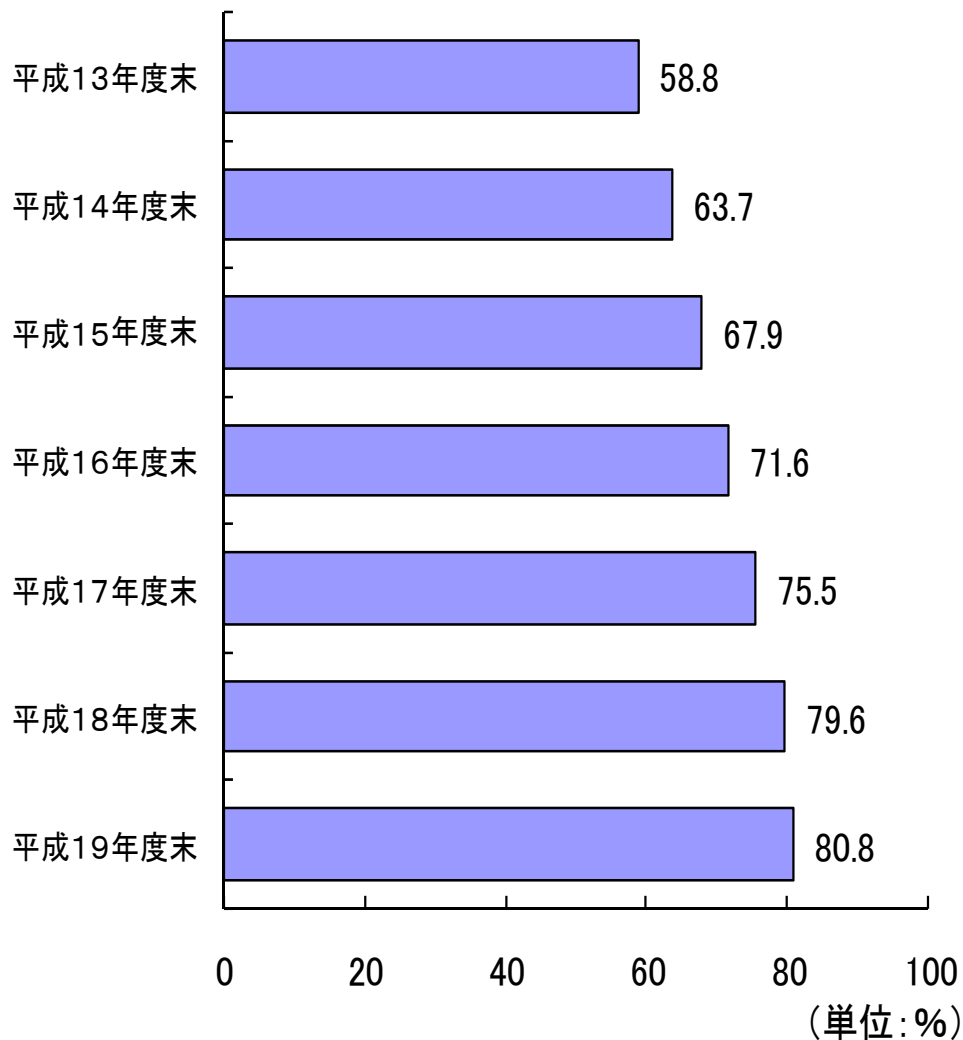
- 第一種公衆電話の設置状況が、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置されること。
- 都道府県ごとに、当該都道府県の市街地に係る2分の1地域メッシュ（500m四方）の数及び当該都道府県の市街地以外の地域に係る基準地域メッシュ（1km四方）の数の合計数に当該都道府県ごとのメッシュカバー率を乗じて得た数を下回らないこと。

(万台)

(注)補てん対象とならない公衆電話は第二種公衆電話と呼称される。

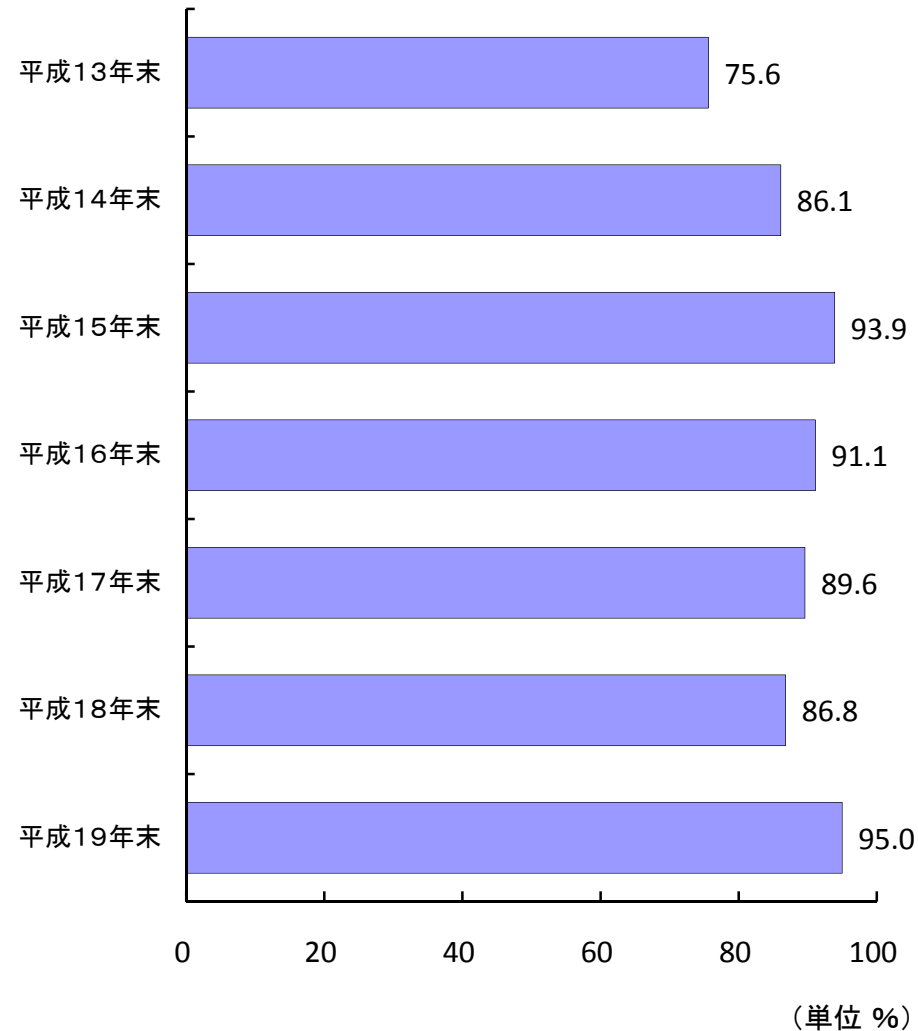


人口普及率 (※)



〔総務省作成資料〕 (※)契約者数／人口により算出

世帯普及率



(出典)平成19年通信利用動向調査

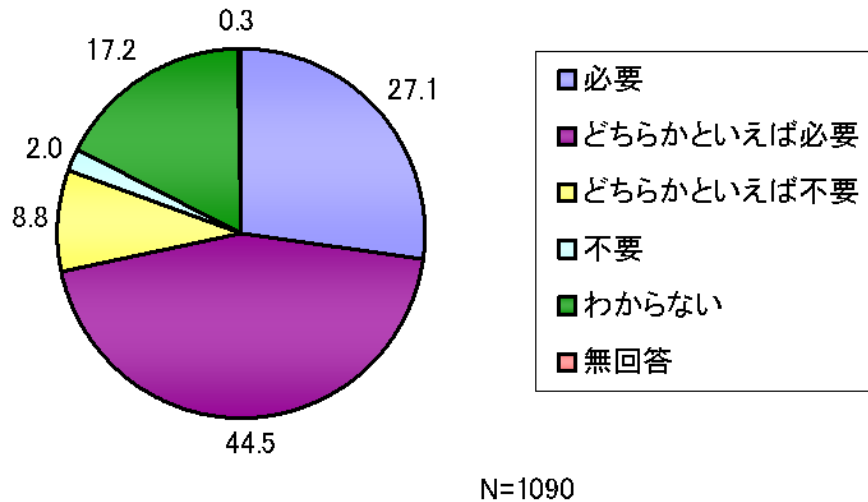
公衆電話のユニバーサルサービス対象としての必要性

- 現在ユニバーサルサービスの対象となっている公衆電話について、今後もユニバーサルサービスとして維持することが必要かどうか尋ねたところ、「必要」と回答した人が27.1%、「どちらかといえば必要」と回答した人が44.5%となり、必要と考える人の割合が、7割を超える(71.6%)結果となった。

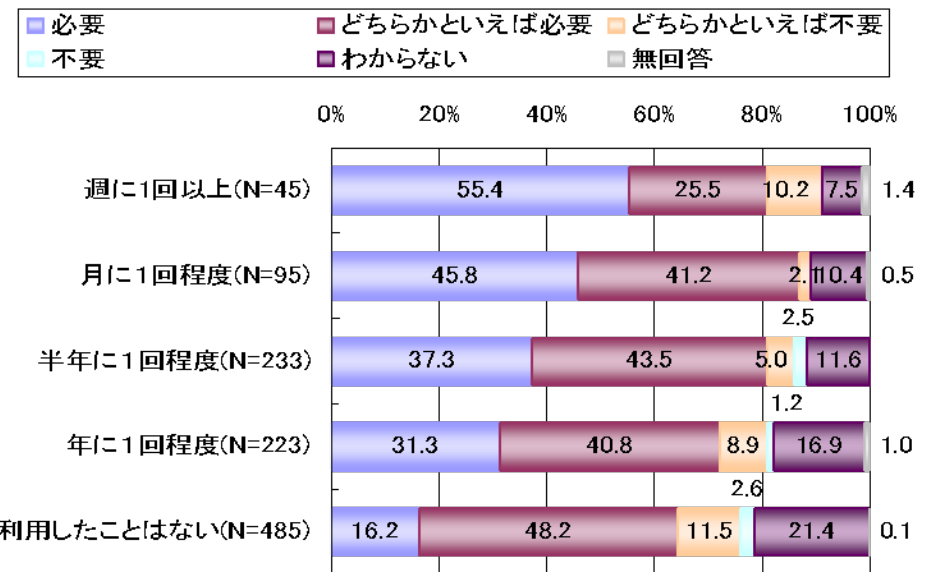
なお、「わからない」及び無回答票を除外してみると、必要と考える人が86.9%、不要と考える人が13.1%となり、大半の人が公衆電話を今後もユニバーサルサービスの対象とし、それを維持することが必要であると感じていることが読み取れる。

- 利用頻度別についてみると、公衆電話の利用頻度が高い人ほど、「必要」と回答する傾向にある。他方、「不要」、「どちらかといえば不要」の回答率は、公衆電話を「利用したことはない」人を含め利用頻度が低い人についても、それぞれ1割程度となっている。

したがって、利用頻度に係らず、公衆電話を今後もユニバーサルサービスの対象とし、それを維持することについて「必要」または「どちらかといえば必要」と考える傾向が高いといえる。

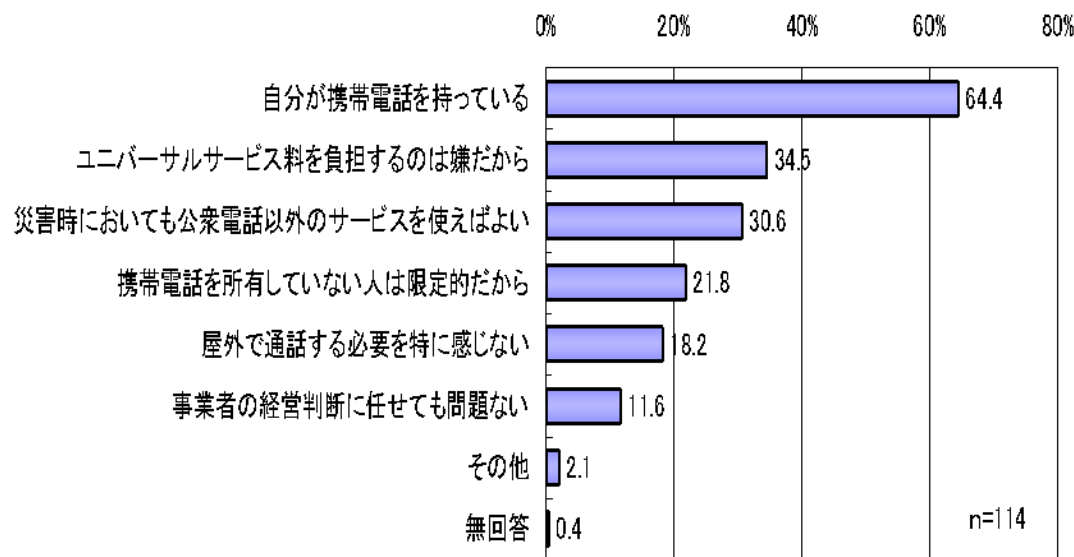
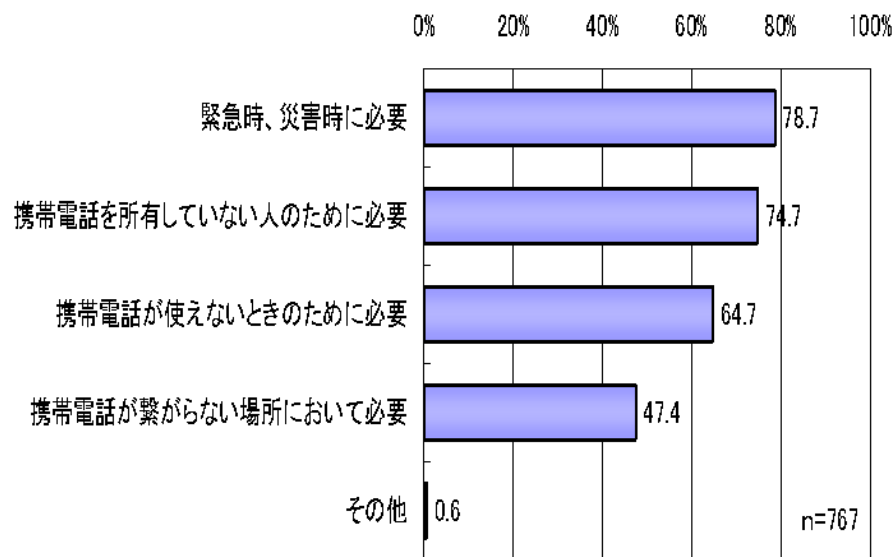


公衆電話のユニバーサルサービス対象としての必要性 [単一回答]



公衆電話のユニバーサルサービス対象としての必要性 (過去1年間の利用頻度別)

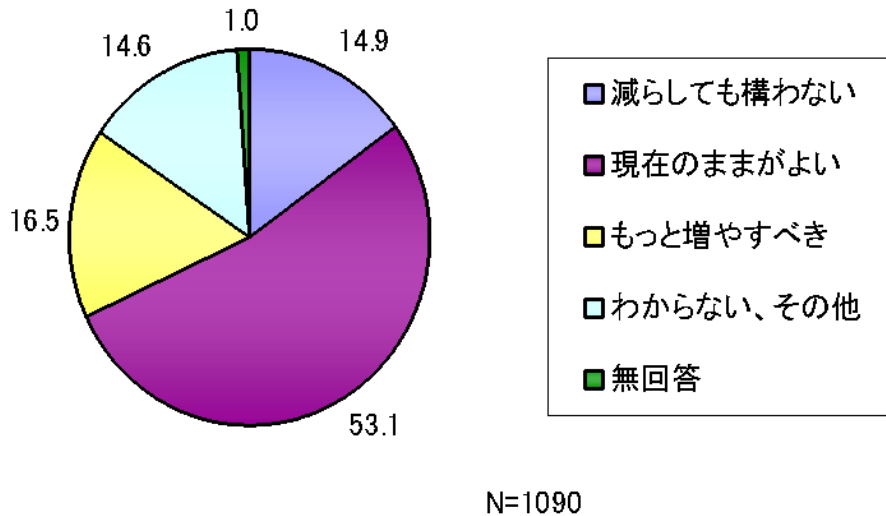
- 公衆電話を今後もユニバーサルサービスの対象とし、それを維持することが「必要」または「どちらかといえば必要」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「緊急時、災害時に必要」が78.7%と最も高く、次いで「携帯電話を所有していない人のために必要」が74.7%、「携帯電話が使えないときのために必要」が64.7%となっている。
- 他方、「不要」または「どちらかといえば不要」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「自分が携帯電話を持っている」が64.4%と最も高く、他の理由と比べ高い割合を占めている。



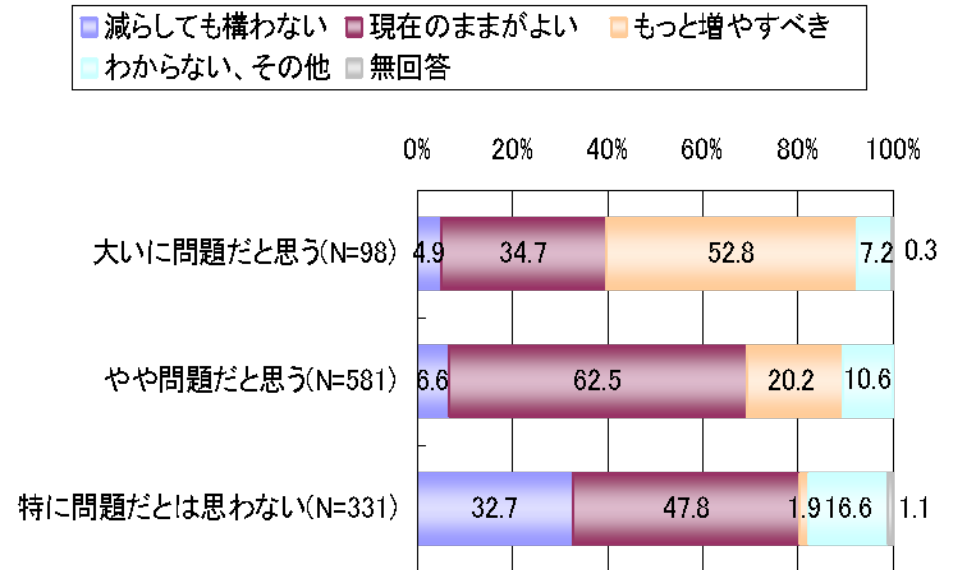
公衆電話をユニバーサルサービス対象として必要と考える理由 [複数回答]

公衆電話をユニバーサルサービス対象として不必要と考える理由 [複数回答]

- 設問において、第一種及び第二種公衆電話の役割並びに第一種公衆電話の収支が赤字基調でありユニバーサルサービス制度を通じて維持が図られていること等を提示した上で(次ページにおいて同じ)、**第一種公衆電話の設置台数について今後どうあるべきかを尋ねたところ、**
53.1%の人が「現在のままがよい」と回答しており、最も回答率が高く、次いで、16.5%の人が「もっと増やすべき」と回答している。また、「減らしても構わない」は、14.9%の回答率となっている。
- 公衆電話の設置台数減少に対する認識別(※9ページ参照)についてみると、設置台数減少が「大いに問題」と考える人が、第一種公衆電話について「もっと増やすべき」との割合が52.8%と最も高い。また、「やや問題」と考える人については、現状維持の割合が62.5%と高くなっている。最後に、「特に問題だとは思わない」と考える人についても、現状維持の割合が47.8%と最も高くなっていることから、**設置台数減少に対する認識の多寡に係わらず、第一種公衆電話については設置台数の削減が望まれていないと考えられる。**

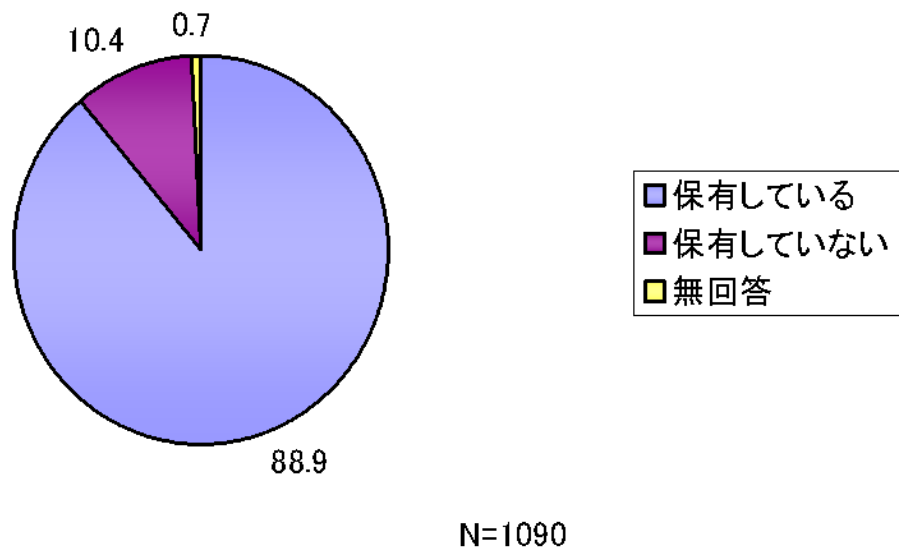


第一種公衆電話の設置台数の今後の在り方 [単一回答]

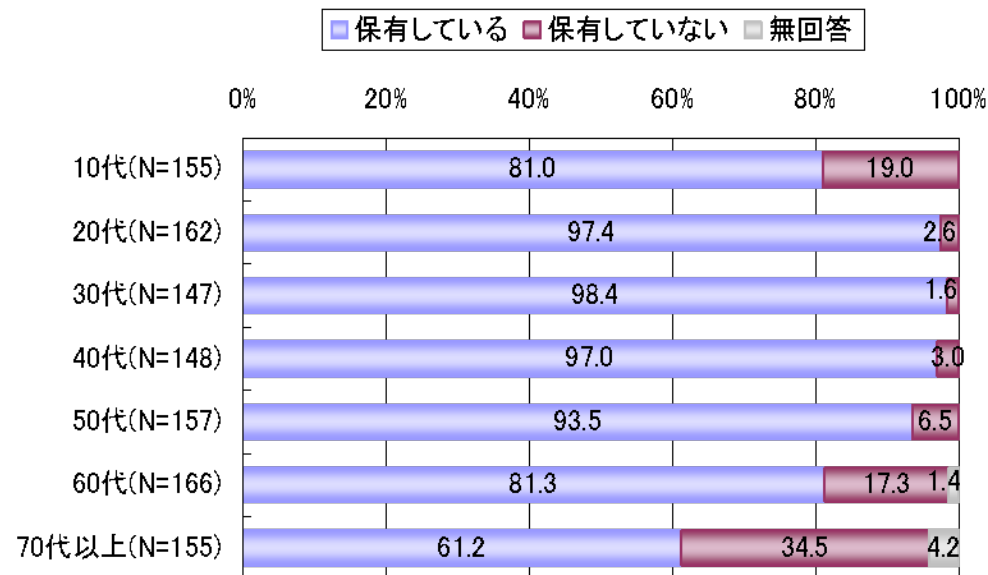


第一種公衆電話の設置台数の今後の在り方 (設置台数減少の認識別)

- 「携帯電話・PHSの保有状況」については、88.9%の人が保有していた。
- 年代別の保有状況を見てみると、30代の保有率が98.4%と最も高く、また、20代～50代の保有率については9割以上となっており、携帯電話の普及がかなり進んでいることが明らかとなっている。一方、10代、60代、70代以上については、保有率がそれぞれ81.0%、81.3%、61.2%となっており、若年層と高齢層においては他の年代と比べて低くなっている。



携帯電話・PHSの保有状況 [単一回答]



携帯電話・PHSの保有状況 (年代別)

- 「コスト算定」の方法としては、これまで、次の2種類の方法を採用。
 - A: ベンチマーク=全国平均費用、FRT-GC間伝送路コストを基本料費用とする方法
 - B: ベンチマーク=全国平均費用+2 σ 、FRT-GC間伝送路コストを接続料費用に付け替える方法
- 「コスト負担」の方法としては、現行の番号ベースを含め、次の3種類の方法が考えられるところ。
 - ①: 番号ベース
 - ②: 通信量ベース
 - ③: ハイブリッド(番号ベース+通信量ベース)
- 以上の「コスト算定」、「コスト負担」の各方法を組み合わせると、平成21年度(認可年度)以降の3年間のコスト算定・負担方法として考えられるのは、下記の案1～案6のとおり。
- さらに、Bと①を組み合わせる方法について、接続料水準の上昇への影響を考慮し、FRT-GC間伝送路コストの接続料の付け替えを50%に留める方法(案7)も考えられるところ。

※ 都市部における加入電話契約者の減少に伴う補てん額の減少に対するIP補正の必要性については、別途検討(IP補正を行う場合、補てん対象額は後述の試算値より増加)。

	コスト算定方法	コスト負担方法	備考
案1	・全国平均費用 ・FRT-GC間伝送路コスト⇒基本料費用	番号	H18年度認可
案2		通信量	
案3		番号+通信量	
案4	・全国平均費用+2 σ ・FRT-GC間伝送路コスト⇒接続料費用	番号	H19,20年度認可
案5		通信量	
案6		番号+通信量	
案7	・全国平均費用+2 σ ・FRT-GC間伝送路コスト⇒50%ずつ折半	番号	

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用
FRT-GC間伝送路費用	すべて基本料費用に戻す
負担のしくみ	電気通信番号



(※認可年度)

補てん対象額等の予想推移

	※H21年度	H22年度	H23年度
補てん対象額+支援業務費(注1)	474-494億円	564-584億円	544-574億円
【参考】番号単価(注2)	21-22円	25-26円	24-26円
	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)(注3)	4.53円	3.6-3.9円	3.9-4.4円

(注1) 加入電話は前回の予測値。公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。

(注2) 稼働電気通信番号総数は、平成20年4月末時点の数値を使用。

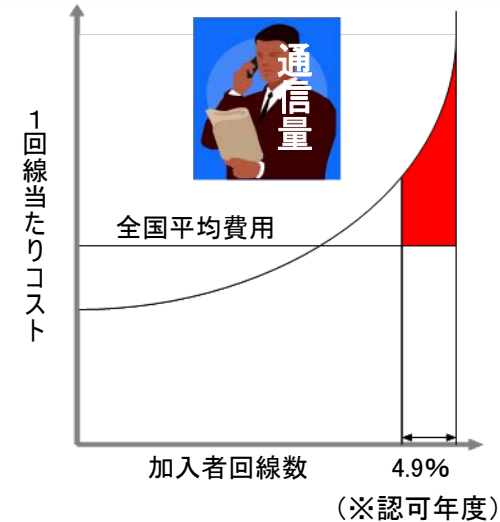
(注3) 「平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申」における試算結果を基に、NTSコスト付替えによる変動を加味して試算。

メリットとデメリット

メリット	デメリット
<p>● 暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが解消し、接続料水準が低廉化。</p>	<p>■ 番号単価が大幅に増加し、大部分の負担事業者が利用者転嫁を行う中、利用者の負担が増大。 ※補てん対象額は、H22年度(認可年度)が最大値であり、利用者の負担額も25-26円/月・番号が最大値。</p>

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用
FRT-GC間伝送路費用	すべて基本料費用に戻す
負担のしくみ	NTT東西のPSTN設備への着信回数(または時間)



補てん対象額等の予想推移

	※H21年度	H22年度	H23年度
補てん対象額+支援業務費(注1)	474-494億円	564-584億円	544-574億円
【参考】1着信回数あたりの負担額(注2)	0.7円	0.8-0.9円	0.8-0.9円
	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)(注3)	4.53円	3.6-3.9円	3.9-4.4円

(注1) 加入電話は前回の予測値。公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。
 (注2) NTT東西のPSTN設備への着信回数の総数は、平成18年度の試算数値を使用。
 (注3) 「平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申」における試算結果を基に、NTSコスト付替えによる変動を加味して試算。

メリットとデメリット

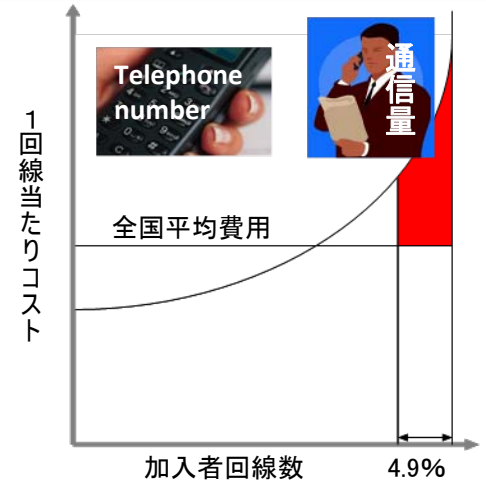
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが解消し、接続料水準が低廉化。 ● 通信量ベースとすることにより、中継系事業者も負担事業者になるなど、より受益の実態に応じた負担に。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 負担事業者に通信量の把握・報告等新たな対応費用が発生するおそれ。 ■ 番号ベースに比べ、利用者への転嫁は容易ではないと考えられるが、転嫁が行われる場合、利用者の負担は増大する可能性。 ■ 番号ベースが定着しつつある中、負担方法を全面的に変更することは、制度の安定性を欠く。

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用
FRT-GC間伝送路費用	すべて基本料費用に戻す
負担のしくみ	番号ベースの負担+通信量ベースの負担

補てん対象額+支援業務費(564億~584億円(H22年度認可の場合))

番号ベースの負担(注1)	通信量ベースの負担(注2)
例えば、番号単価設定=7円 130億円	通信量に応じて負担額確定(0.7円/回) 434-454億円



(注1)稼働電気通信番号総数は、平成20年4月末時点の数値を使用。
 (注2)NTT東西のPSTN設備への着信回数総数は、平成18年度の試算数値を使用。

補てん対象額等の予想推移

	※H21年度	H22年度	H23年度
補てん対象額+支援業務費(注3)	474-494億円	564-584億円	544-574億円
	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)(注4)	4.53円	3.6-3.9円	3.9-4.4円

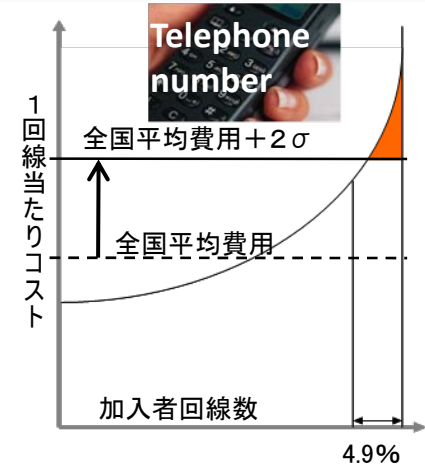
(注3)加入電話は前回の予測値。公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。
 (注4)「平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申」における試算結果を基に、NTSコスト付替えによる変動を加味して試算。

メリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが解消し、接続料水準が低廉化。 ● 通信量ベースも加味することにより、中継系事業者も負担事業者になるなど、より受益の実態に応じた負担に。 ● 番号ベースを土台にしつつ、通信量を加味することにより、制度の安定性の確保に配慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 負担事業者に通信量の把握・報告等新たな対応費用が発生するおそれ。 ■ 通信量ベースによる負担部分については、番号ベースに比べ、利用者への転嫁は容易ではないと考えられるが、転嫁が行われる場合、利用者の負担は増大する可能性。

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用+2σ
FRT-GC間伝送路費用	段階的に接続料費用に付替え
負担のしくみ	電気通信番号



補てん対象額等の予想推移

	※H21年度	H22年度	H23年度
補てん対象額+支援業務費(注1)	174-184億円	144-164億円	114-124億円
【参考】番号単価(注2)	8円	7円	5-6円
	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)	4.53円	4.2-4.5円	4.7-5.3円

(※認可年度)

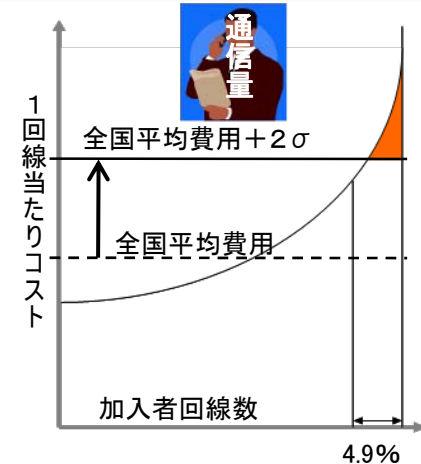
(注1)加入電話は前回の予測値。公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。
 (注2)稼働電気通信番号総数は、平成20年4月末時点の数値を使用。

メリットとデメリット

メリット	デメリット
<p>●番号単価の設定を通じて、利用者転嫁が行われるとしても、補てん対象額は今後減少基調にあることから、利用者の負担は大きくならない見込み。</p>	<p>■暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが継続されるため、接続料水準が上昇。</p>

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用+2σ
FRT-GC間伝送路費用	段階的に接続料費用に付替え
負担のしくみ	NTT東西のPSTN設備への着信回数(または時間)



補てん対象額等の予想推移

	※H21年度	H22年度	H23年度
補てん対象額+支援業務費(注1)	174-184億円	144-164億円	114-124億円
【参考】1着信回数あたりの負担額(注2)	0.3円	0.2円	0.2円
	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)	4.53円	4.2-4.5円	4.7-5.3円

(※認可年度)

(注1)加入電話は前回の予測値。公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。

(注2)NTT東西のPSTN設備への着信回数の総数は、平成18年度の試算数値を使用。

メリットとデメリット

メリット	デメリット
<p>●通信量ベースとすることにより、中継系事業者も負担事業者になるなど、より受益の実態に応じた負担に。</p>	<p>■暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが継続されるため、接続料水準が上昇。</p> <p>■負担事業者に通信量の把握・報告等新たな対応費用が発生するおそれ。</p> <p>■番号ベースが定着しつつある中、負担方法を全面的に変更することは、制度の安定性を欠く。</p>

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用+2σ
FRT-GC間伝送路費用	段階的に接続料費用に付替え
負担のしくみ	番号ベースの負担+通信量ベースの負担



← 補てん対象額+支援業務費(144億~164億円(H22年度認可の場合)) →

番号ベースの負担(注1)	通信量ベースの負担(注2)
例えば、番号単価設定=4円 74億円	通信量に応じて負担額確定(0.1円/回) 70-90億円

(注1) 稼働電気通信番号総数は、平成20年4月末時点の数値を使用。
 (注2) NTT東西のPSTN設備への着信回数総数は、平成18年度の数値を使用。

補てん対象額等の予想推移

	※H21年度	H22年度	H23年度
補てん対象額+支援業務費(注3)	174-184億円	144-164億円	114-124億円
	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)	4.53円	4.2-4.5円	4.7-5.3円

(※認可年度)

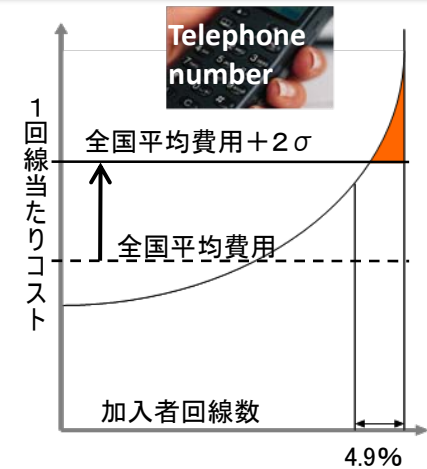
(注3) 加入電話は前回の予測値。公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は平成19年度認可実績値を使用。

メリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 通信量ベースも加味することにより、中継系事業者も負担事業者になるなど、より受益の実態に応じた負担に。 ● 番号ベースを土台にしつつ、通信量を加味することにより、制度の安定性の確保に配慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが継続されるため、接続料水準が上昇。 ■ 負担事業者に通信量の把握・報告等新たな対応費用が発生するおそれ。

コストの算定・負担方法

項目	方法
ベンチマーク	全国平均費用+2σ
FRT-GC間伝送路費用	基本料費用50%、接続料費用50%で固定。 但し、H21年度(認可年度)については、既に接続料費用(H20年度)に40%が付替えられているため、基本料費用分は60%となる。
負担のしくみ	電気通信番号



補てん対象額等の予想推移

	※H21年度	H22年度	H23年度
加入電話の補てん対象額	174-184億円	164-174億円	164-174億円
【参考】番号単価	8円	7-8円	7-8円
	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)(注)	4.53円	4.1-4.4円	4.4-5.0円

(※認可年度)

(注)「平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申」における試算結果を基に、NTSコスト付替えによる変動を加味して試算。

メリットとデメリット

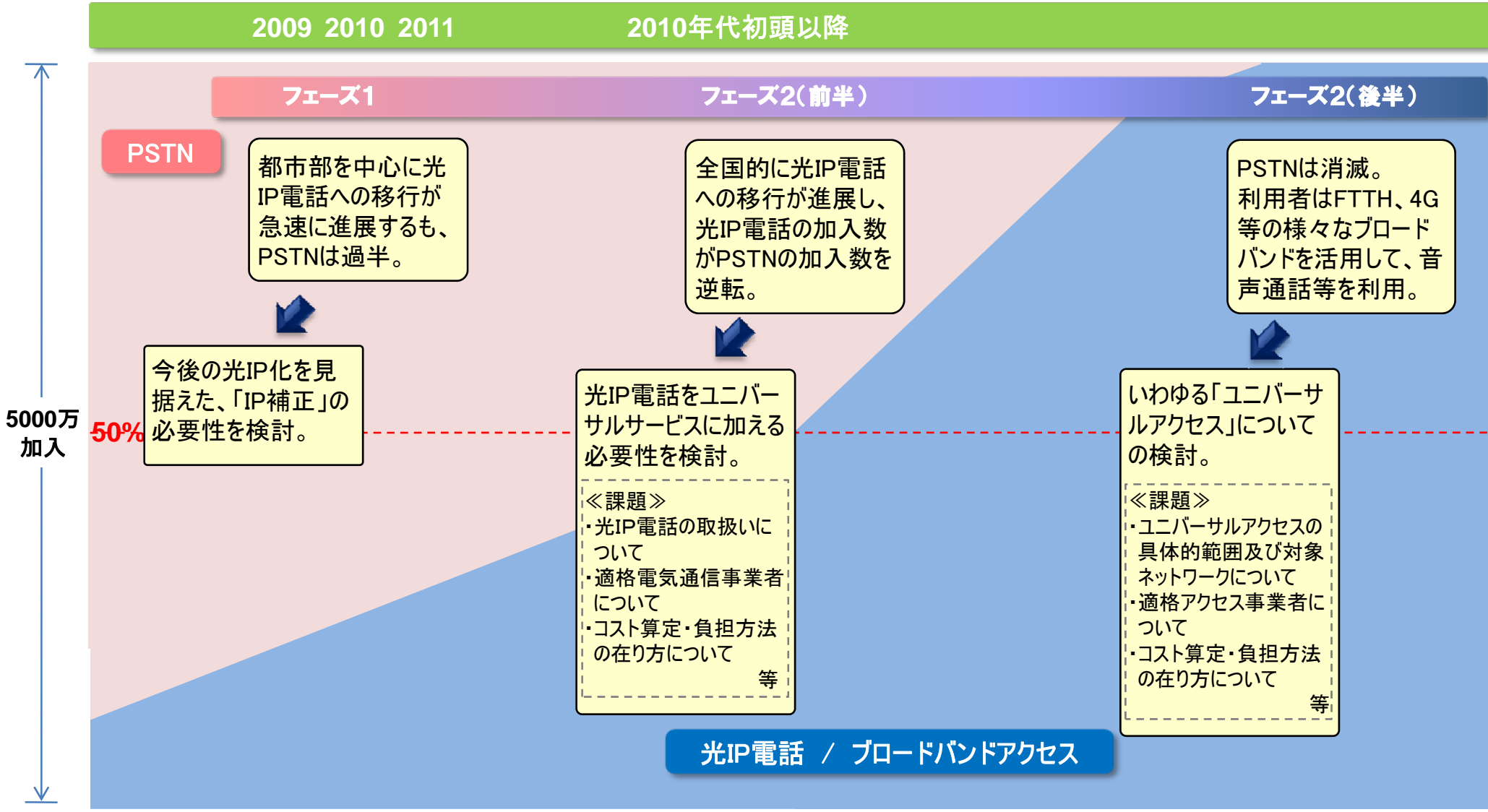
メリット	デメリット
● 暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが50%で固定されるため、 接続料水準の上昇は、案4の場合に比べ緩和。	■ FRT-GC間伝送路費用の50%が基本料費用に残ることとなるため、 案4の場合に比べ、利用者転嫁が行われる場合の利用者負担は増大。

加入電話等の料金比較

		基本料(月額)						通話料(平日昼間3分間あたり)			加入料 (負担金)
								市内	県内市外	県間	
NTT 東西	加入電話	住宅用			事務用			8.5円	【県内: ~60km】 30円	【県間: 100km~】 80円 〈NTTコム中継〉	36,000円 (一)
		3級局	2級局	1級局	3級局	2級局	1級局				
	ダイヤル回線 ()内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,550円 (1,800円)	1,450円 (1,700円)	2,500円 (2,750円)	2,350円 (2,600円)	2,300円 (2,550円)				
	プッシュ回線 ()内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,600円 (1,850円)		2,500円 (2,750円)	2,400円 (2,650円)					
ソフトバンクテ レコム	おとくライン (シンプルプラン: アナログ)	1,500円	1,350円		2,350円	2,200円	2,050円	7.89円	住宅用: 14.9円 事務用: 7.89円	—	
KDDI	メタルプラス	1,500円			2,400円(アナログ)			8円	住宅用: 15円 事務用: 8円	—	

NTT 東西	ひかり電話 (基本プラン)	500円(基本プラン: 戸建て) ※1 ※1 FTTHサービスへの加入が必須	1,300円(オフィスタイプ) ※1 ※1 FTTHサービスへの加入が必須	8円	—
KDDI	ひかりone	500円(戸建て) ※1 ※1 FTTHサービスへの加入が必須	—	8円	—
ケイ・オプティ コム	eo光 (プラン1)	300円(戸建て) ※1 ※1 FTTHサービスへの加入が必須	—	近畿2府4県内: 7.4円 近畿2府4県以外: 8円	—

(注) 各社HP資料等を基に、総務省において作成。また、各料金(税抜)は、2007年4月1日現在のもの。

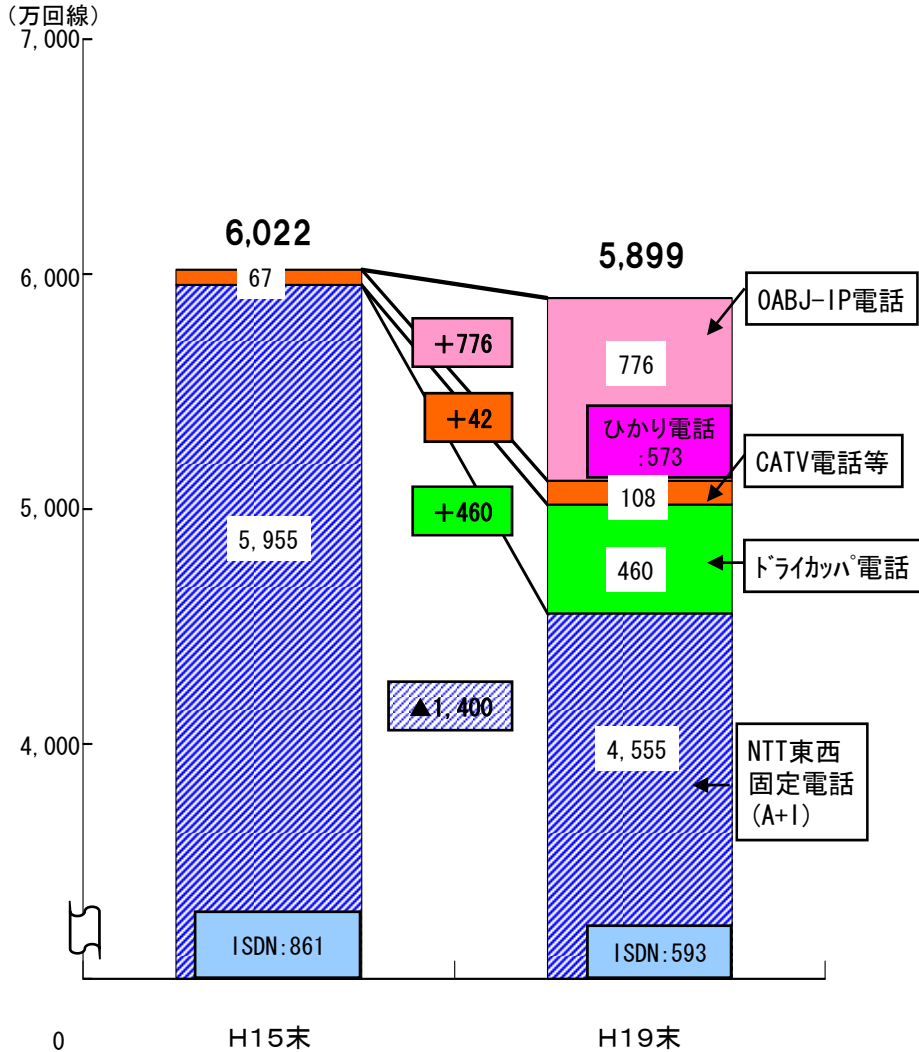


【参考】

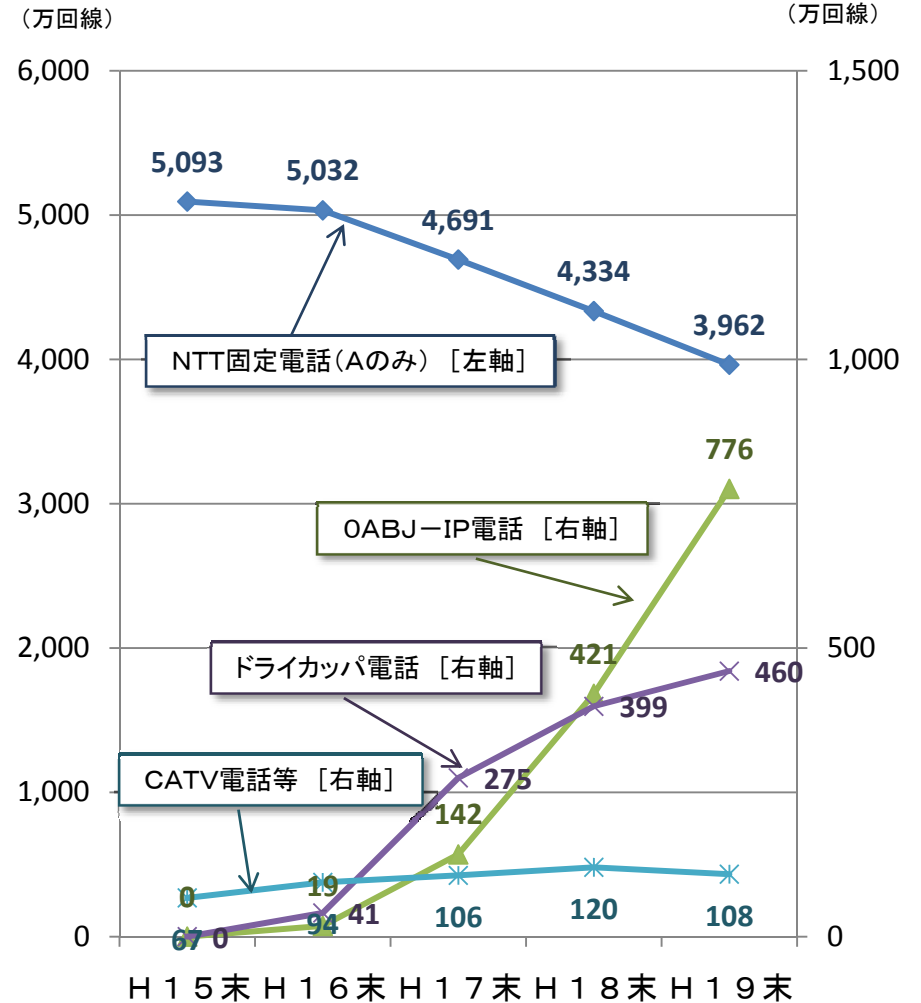
★ 2010年度
NTT持株「概括的展望」

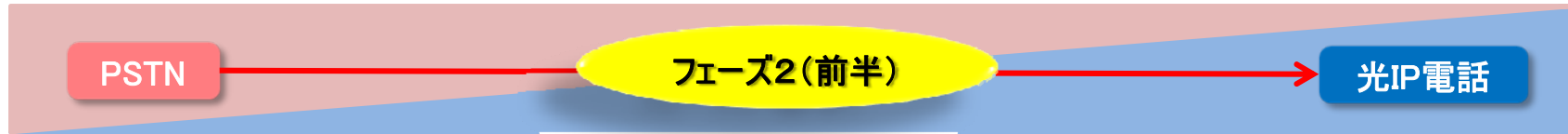
★ 2010年度
光アクセス加入者目標2000万加入

固定電話回線数



固定電話回線数の推移





N T T東西の加入電話から光 I P電話への移行が進み、光 I P電話が過半を占める状況。

検 討 課 題

《検討課題1》 光IP電話の扱いについて

過半を占めている光IP電話は、OABJ番号が付与され、その条件として加入電話と同等の品質が求められることから、加入電話と一定の同等性を有するサービスと位置づけることが可能。

- ➡ 光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについて検討することが適当ではないか。
- ➡ 光IP電話が加入電話の代替サービスとなりうる場合にはPSTN設備の撤去等を認めることを検討すべきではないか。

《検討課題2》 適格電気通信事業者について

技術の進展や光IP電話の普及とともに、必ずしも加入電話の提供を求められないケースが増加。

- ➡ 適格電気通信事業者の要件をどのように考えるか。
- ➡ 適格電気通信事業者の業務区域について、より狭い業務区域を単位とすることも考えられるか。

《検討課題3》 コスト算定方法について

- ➡ 光IP電話を新たにユニバーサルサービスの範囲とする場合、どのようなコスト算定方法が考えられるか。

《検討課題4》 コスト負担方法について

- ➡ 光IP電話を新たにユニバーサルサービスの範囲とする場合においても、光IP電話は電気通信番号が付与されていることから、引き続き、現行の電気通信番号ベースによる拠出方法をとることが適切なのではないか。



サービスの種類にかかわらず、ブロードバンドアクセス網を経由し、一定の要件を満たすサービスが利用可能な状況を確認

検 討 課 題

《検討課題1》ユニバーサルアクセスの具体的範囲及び対象ネットワークについて

- ➡ どのようなブロードバンドネットワークをユニバーサルアクセスとしてとらえるべきか。
ユニバーサルアクセス = 「一定の要件を満たすサービスが利用可能であるアクセス網」という基準を設けることが妥当ではないか。
→ 現行の加入電話と同等のQoS水準の音声サービス、…etc.

《検討課題2》適格アクセス事業者について

- ➡ ユニバーサルアクセスを採用する場合、複数の事業者が適格アクセス事業者となり得るのではないか。その場合、どのようにして適格アクセス事業者を選定するのか。
- ➡ 適格アクセス事業者が市場から撤退する可能性について、どのように考えることが適当か。

《検討課題3》コスト算定の在り方について

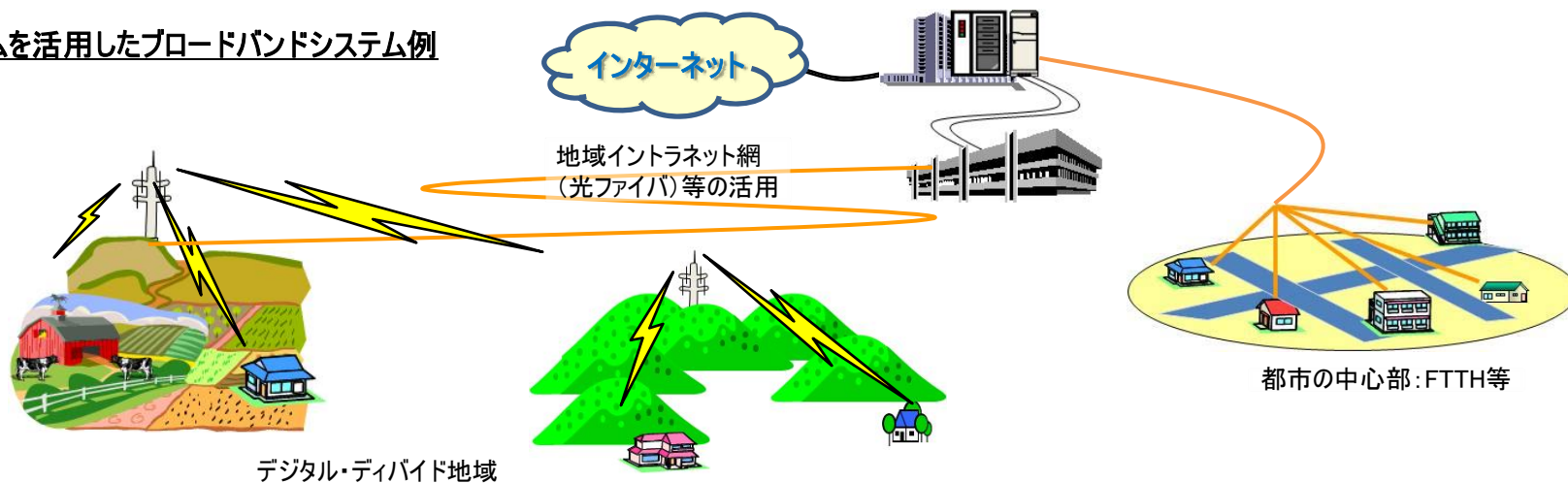
- ➡ ユニバーサルアクセス網の維持ができ、補てん対象額等の低廉性が確保されるようなコスト算定の在り方を検討するべきではないか。

《検討課題4》コスト負担方法(拠出方法の在り方)について

- ユニバーサルアクセスを維持することにより得られる便益は、必ずしも音声電話機能が利用できることに限定されることなく、あらゆるパケット流通の確保が可能という一定の受益が確保されることとなる。
- ➡ 電話役務にのみ着目した、現行の電気通信番号ベースによる拠出方法の変更が求められ、より広範な通信事業者等を負担事業者の対象とするべきではないか。



無線システムを活用したブロードバンドシステム例



諸外国におけるユニバーサルサービス制度の現状（1）

資料21-1

	米国	EU	英国	フランス	イタリア	豪州	韓国
制度創設	1996年	2002年	1997年	1996年	1997年	1991年	2000年
ユニバーサルサービス制度の定義	米国通信法(第254条)において、ユニバーサルサービス制度の原則として「良質なサービスが公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能」、「全国全ての地域の消費者が都市地域と合理的に同等の電気通信・情報サービスに合理的に同等の料金でアクセス可能であること」が求められている	「ユニバーサルサービス指令」において、「地理的な場所とは無関係に、各々の国情に照らして、手頃な料金により全国のあらゆるユーザに対して所定の品質により利用できるよう確保されなければならない」とされている	通信法には、ユニバーサルサービスの明確な定義・要件はない	通信法には、ユニバーサルサービスの明確な定義・要件はない	地理的条件にかかわらず、全ての利用者が利用でき、かつ、国内の特定の条件を考慮して適切な料金で提供される一定品質の最低限のサービスの総体	通信法に明確な定義はない。 「豪州の全ての人々がどこに居住若しくは営業していても、定められたサービスに対して、公平な条件で、合理的にアクセス可能であること」が目標とされている	全ての利用者がいつでも、どこでも適正な料金で提供してもらえる基本的な電気通信の役務 ※以下を勸案し決定 1. 情報通信技術の発展程度 2. 電気通信役務の普及程度 3. 公共の利益と安全 4. 社会福祉の増進 5. 情報化促進
ユニバーサルサービスの範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・single party サービス(※1) ・公衆網への音声級アクセス ・緊急通報サービスへのアクセス ・番号案内 ・(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定地点における公衆向け電話網への接続(※3) ・公衆電話 ・緊急通報 ・番号案内 ・電話帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報(※4) ・電話帳 ・番号案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報(※4) ・電話帳 ・番号案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報(※4) ・電話帳 ・番号案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話サービス ・緊急通報 ・公衆電話 ・電話帳 ・番号案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・有線電話サービス ・公衆電話 ・緊急通報

(※1) 1加入につき1加入者回線を割り当てるサービス(無線の場合、電波を共用してもsingle party相当と認められる)

(※2) 低所得者、学校・図書館、医療機関を支援する仕組みが存在

(※3) 技術は指定されておらず、有線だけでなく無線での提供も可能となっている

(※4) 無料の緊急通報は全事業者の義務であり、ユニバーサルサービス提供事業者固有の義務ではない

諸外国におけるユニバーサルサービス制度の現状（2）

資料21-2

	米国	EU	英国	フランス	イタリア	豪州	韓国
適格電気通信事業者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・州の委員会により、サービスエリアごとに指定を受けた適格電気通信事業者 ・複数の適格事業者を指定することについて、ルーラル地域の電話会社のサービス提供地域については任意、それ以外の地域は必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上の事業者を、国土の全域にわたりユニバーサルサービスの提供が保証されるよう、指定することができる ・ユニバーサルサービスのサービス要素毎に、また地理的な部分毎に、異なる企業を指定することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・BT(ハル市以外) ・キングストーンコミュニケーションズ(ハル市) 	フランステレコム	テレコムイタリア	テルストラ	基本電話サービスについては、KTのみ
コストの算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ベンチマーク方式(全米コストの平均値+標準偏差の2倍)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○収入費用方式(提供事業者におけるユニバーサル提供義務が課された場合と課されていない場合との純費用(便益及び収益を考慮)の差) 	<ul style="list-style-type: none"> ○USPの指定時に財政的負担の額が定まる場合(入札等)にはその額を採用 ○上記以外の場合は、OFCOMが推計した純費用(USPとしての指定及び条件の適用により生じる便益を控除)を採用 	<ul style="list-style-type: none"> ○収入費用方式(便益考慮) ○提供事業者を入札で決定した場合、入札額を超過しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○収入費用方式(便益考慮)又は ○入札により決定される金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○規制当局の勧告を受けて大臣が決定(将来3年分まで指定可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ○純費用方式(間接的な便益も考慮) ※純費用に役務毎の損失補てん比率を乗じる ※市内電話については相殺型の要素を取り入れている
コストの負担方法	<ul style="list-style-type: none"> ○州際電気通信サービスを提供するすべての電気通信事業者 ・携帯電話事業者 ・Voip事業者の一部も含む ○電気通信事業収益比(州際収益のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的な基金(政府の一般予算)もしくは事業者からの拠出 	<ul style="list-style-type: none"> — (※基金は未発動) 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信事業者 ○電気通信事業収益比 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信事業者 ○電気通信事業収益比 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信事業者 ○電気通信事業収益比 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信事業者 ○電気通信事業収益比

(※1)非ルーラル事業者向けの「高コストモデル支援」の場合。